

【地域福祉計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-2】

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）

計画期間の総括(R1～R6年度)

個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
------	------------	------	------	------	-----------	-----

<基本目標1> 一人ひとりがつながるまちづくり

1-1 人権意識、福祉意識の向上

① 人権の尊重と 情報提供の推進	地域で暮らす一人ひとりが個人の尊厳やプライバシーを理解しながら、相手を思いやり、お互いを大切にする意識やこころを育むために、広報しまもとやパンフレット等を活用して啓発を推進します。	人権啓発に関する広報掲載(人権週間など)	人権啓発に関する広報掲載(人権週間など)	人権啓発に関する広報を実施	広報誌・HP・LINE等で引き続き啓発を推進	人権文化センター
	人権文化センターを人権啓発や地域交流等の拠点として、各種教室やイベント、相談事業等を実施するとともに、地域住民の学習・活動の場として活用を促進します。	①「ふれあい夜店」を一新し、「しまもとふれあいフェスタ」を実施 ②「パソコン教室」や「いこいの広場」を実施 ③「総合生活相談」を実施	①「しまもとふれあいフェスタ」を実施 ②「パソコン教室」や「いこいの広場」を実施 ③「総合生活相談」を実施	コロナ禍でR2-4の期間「ふれあい夜店」は中止したが、各種教室や相談事業は実施 ※R5にふれあい夜店をリニューアルして「ふれあいフェスタ」として実施	引き続き、各種事業を実施	人権文化センター
	人権啓発イベントや男女共同参画講座等を充実し、住民が支え合いながら、共に生きる社会の実現に努めます。	①「人権のつどい」を実施 ②「人権講座」を実施(対面) ③「男女共同参画講座」を実施(対面、実践型)	①「人権のつどい」を実施 ②「人権講座」を実施 ③「男女共同参画講座」を実施	コロナ禍で一部事業は中止・縮小したが、対面講座を再開し、座学だけでなく受講者も参加実践する実践型講座を行い人権に関する啓発を実施した。	対面、オンライン等それぞれの特徴を取り入れ、継続実施	人権文化センター
② 地域共生社会 に向けた福祉意識 の向上	地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、乳幼児や高齢者、障害者との交流や体験等を通じて、福祉意識を育む取組に努めます。	①「社協まつり」を開催 ②「ボランティアフェスティバル」を実施 ③「子育てサロン」を実施	①「社協まつり」を開催 ②「ボランティアフェスティバル」を実施 ③「子育てサロン」を実施	コロナ禍で社協まつり・ボランティアフェスティバルは中止したが、子育てサロンはYoutube配信やオンライン等も活用して開催した。(イベントはR4から再開)	継続実施	福祉推進課
	高齢者や障害者に対する理解を深め、地域での支え合いの大切さを理解するために、広報しまもとや町ホームページ、パンフレット等を通じて啓発を進めていきます。	障害者差別解消法に関する事業所職員・町職員向け研修会は実施できていないが、町ホームページで障害者差別解消法の周知を実施した。	障害者差別解消法に関する研修を検討HPで障害者理解等について周知(差別解消・障害者マーク・虐待防止・障害者週間等)	コロナ禍で研修は中止したが、HP・広報誌での啓発は実施	コロナ禍により中止していた研修を再開・活性化していく。広報誌・HP等での周知も継続実施	福祉推進課
	「障害者週間」等において、関係団体・機関の参加のもと、街頭啓発や展示等を行い、障害者への理解の促進を図ります。	・パネル展、街頭啓発は中止 ・障害者作品展はHP掲載によりWEB上で開催 ・障害者週間ふれあいバザールを実施	障害者週間事業を実施(バザール、作品展、啓発など)	コロナ禍で障害者週間啓発事業はほとんど中止となったが、WEBでの作品展開催、当事者情報の発信、冊子作成などにより啓発を行った。(販売イベント＝ふれあいバザールはR4から再開)	コロナ禍で中止・縮小していた啓発・イベント等を再開・活性化するとともに、内容の見直しを検討する。	福祉推進課
	発達障害等、あまり認識されていない障害について、障害の特徴や対応方法等の啓発に努めます。	発達障害等の相談は育児相談や電話・訪問等で保健師が対応し、必要な方には経過観察健診やさらさら相談での発達相談へつないでいる。また、1歳6か月児健診において大阪府作成の発達障害についてのチラシを配布して保護者へ啓発している。 ・経過観察健診(発達相談): 183人(年60回) ・さらさら相談: 延153人(年23回) ・1歳6か月児健診受診者: 244人	発達障害等の相談は育児相談や電話・訪問等で保健師が対応し、必要な方には経過観察健診やさらさら相談での発達相談へつないでいる。また、1歳6か月児健診において大阪府作成の発達障害についてのチラシを配布して保護者へ啓発している。	発達障害等の相談は育児相談や電話・訪問等で保健師が対応し、必要な方には経過観察健診やさらさら相談での発達相談につないだ。また、1歳6か月児健診において大阪府作成の発達障害についてのチラシを配布して保護者へ啓発した。	引き続き発達障害等の啓発と相談対応に努める。	福祉推進課 すこやか推進課

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		所管課
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	
③ 福祉教育の推進	すべての住民の自立や社会参加を妨げることのないよう、福祉についての正しい理解・認識を深めるための教育を充実します。	広報しまもとやホームページでの周知を通じて、福祉意識の醸成や、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図る。	広報しまもとやホームページでの周知を通じて、福祉意識の醸成や、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図る。	広報誌・HP・SNS等を通じ、福祉意識の醸成や、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図った。	継続実施	福祉推進課
	ボランティア団体やサービス提供事業者等の協力のもと、地域福祉に関する学習機会のさらなる充実を図ります。	ボランティア団体、サークル等を通じて、福祉意識の醸成、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図る。	ボランティア団体、サークル等を通じて、福祉意識の醸成、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図る。	ボランティア団体、サークル等を通じて、福祉意識の醸成、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図った。	継続実施	福祉推進課
	次世代を担う子どもたちが、地域福祉を知り、地域活動に参加していくために、保育所や幼稚園・小中学校における福祉教育や体験学習等を推進します。	各学校において、児童生徒が地域福祉・ボランティア等を知る・学ぶ機会として、体験学習を通して、福祉意識の醸成を図った。	各学校において、児童生徒が地域福祉・ボランティア等を知る・学ぶ機会として、さまざまな体験学習を通して、福祉意識の醸成を図る。	各学校において、児童生徒が地域福祉・ボランティア等を知る・学ぶ機会として、さまざまな体験学習を通して、福祉意識の醸成を図った。	継続実施	教育推進課
	次世代を担う子どもたちが、地域福祉を知り、地域活動に参加していくために、保育所や幼稚園・小中学校における福祉教育や体験学習等を推進します。	幼稚園では、敬老の日にハガキを送付した。	幼稚園で敬老の日にハガキを送付した。	幼稚園では、敬老の日にハガキを送付した。	継続実施	子育て支援課
④ 地域福祉に関する広報・啓発の推進による福祉意識の醸成	広報しまもと・町ホームページ・ケーブルテレビ・パンフレット等の各種広報媒体を活用して、地域福祉・ボランティア等に関する情報の発信を強化し、地域福祉を知る・学ぶ機会の充実に努めます。	◆広報しまもと、ホームページ、LINEでの周知を通じて、福祉意識の醸成や、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図る。 ◆社会福祉協議会が主体となった「しまもと社協まつり」、各ボランティア団体等の体験ができる「ボランティアフェスティバル」を開催。 ◆広報しまもと9月号で「ボランティア」特集記事を掲載	◆町HPの地域福祉関連ページを大幅拡充(社協、CSW、ボランティア、たのむ和、いまどこネット、法律相談、赤十字活動、災害義援金、更生保護活動のページを新設) ◆広報誌・HP・SNS等で情報発信 ◆社協まつり等の福祉イベントを実施	◆R2から「町公式LINEアカウント」による情報発信を開始 ◆コロナ禍でイベント・講座・街頭啓発など対面型事業は多く中止・縮小したが、HP・SNS・動画配信・リモートなど、WEBを活用した情報発信・啓発を行った。 ◆R6に町HPの地域福祉関連ページを大幅拡充した。(→社協、CSW、ボランティア、たのむ和、いまどこネット、法律相談、赤十字活動、災害義援金、更生保護活動のページを新設)	継続実施	福祉推進課
	関係団体やボランティア、高齢者、障害者が交流することにより、福祉意識の醸成を図ります。	ボランティア団体、サークル等を通じて、福祉意識の醸成、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図る。	ボランティア団体、サークル等を通じて、福祉意識の醸成、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図る。	ボランティア団体、サークル等を通じて、福祉意識の醸成、地域や家庭での福祉に関する学習の促進を図った。	継続実施	福祉推進課

1-2 交流とコミュニティ活動の推進

① 交流の居場所づくりの促進	地域で開催される行事やイベント等を通じ、年齢や障害の有無等に関係なく、様々な人が交流できる居場所づくりを促進します。	◆社会福祉協議会が主体となった「しまもと社協まつり」、各ボランティア団体等の体験ができる「ボランティアフェスティバル」を開催。 ◆各地区において子育てサロン等、各種サロン活動を実施している。	◆社会福祉協議会が主体となった「しまもと社協まつり」、各ボランティア団体等の体験ができる「ボランティアフェスティバル」を開催 ◆各地区において子育てサロン等、各種サロン活動を実施	コロナ禍で社協まつり・ボランティアフェスティバルは中止したが、子育てサロンはYoutube配信やオンライン等も活用して開催した。(イベントはR4から再開)	継続実施	福祉推進課
		いこいの広場(卓球、囲碁、絵画、いきいき百歳体操、カラオケ)を実施する。	いこいの広場(卓球、囲碁、絵画、いきいき百歳体操、カラオケ)を実施	いこいの広場(卓球、囲碁、絵画、いきいき百歳体操、カラオケ)を実施した。	継続実施	人権文化センター
		農林業祭、島本夏まつり等各団体のイベント開催を支援	農林業祭、島本夏まつり等各団体のイベント開催を支援	コロナ禍で各種イベントは中止・縮小したが、R4頃から順次再開した。	継続実施	にぎわい創造課

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
② コミュニティ活動の支援	自治会や年長者クラブ、子ども会等の地域団体の組織化の支援を行うとともに、それらの活動を支援することで、様々な世代の地域住民の交流機会の充実に努めます。	町民スポーツ祭や文化祭などの行事やイベントを実施し、開催にあたっては誰もが参加できるよう工夫し実施に努めた。	町民スポーツ祭や文化祭などの大きなイベントや定期的な体験教室の開始など創意工夫を行い、だれもが参加しやすい環境に努める。	令和2、3年度はコロナ禍により各種イベントが中止・縮小したが、R4頃から順次再開した。	継続実施	生涯学習課
		自治会などの地域団体の組織化の支援を行うとともに、それらの活動を支援することで、様々な世代の地域住民の交流機会の充実に努める。	自治会などの地域団体の組織化の支援を行うとともに、それらの活動を支援することで、様々な世代の地域住民の交流機会の充実に努める。	自治会などの地域団体の組織化の支援を行うとともに、それらの活動を支援することで、様々な世代の地域住民の交流機会の充実に努めた。	継続して実施するとともに、自治会に関しては従来の形に囚われず、新たな自治会の姿を模索する。	政策企画課
		年長者クラブへの活動助成を実施した。 年長者単位クラブ数 23	年長者クラブへの活動助成を実施した。	年長者クラブの活動を支援した。	継続実施	高齢介護課
		団体運営に対する助言や希望する住民へ生涯学習関係団体の情報を提供する等、交流機会拡充の支援に努めた。	団体運営に対する助言や希望する住民へ生涯学習関係団体の情報を提供する等、交流機会拡充の支援に努める。	コロナ禍により活動の制限や縮小を余儀なくされた団体もあったが、団体の設立支援や、希望する住民への情報提供に取り組んだ。	継続実施	生涯学習課
③ 福祉の担い手間の連携強化	地域単位で活動する組織・団体・福祉関係者等地域における福祉の担い手間の定期的な交流や情報交換・情報共有等を促進し、連携を強化します。	町内の福祉事業者の参加する「社会福祉施設地域貢献連絡会」(事務局:社協)において、地域の事業者が連携して地域課題に取り組んでいる。	町内の福祉事業者の参加する「社会福祉施設地域貢献連絡会」(事務局:社協)において、地域の事業者が連携して地域課題に取り組む	町内の福祉事業者の参加する「社会福祉施設地域貢献連絡会」(事務局:社協)において、地域の事業者が連携して地域課題に取り組んだ。	継続実施	福祉推進課
④ 地域での新たな取組への支援	地域の課題やニーズに対応するために、地域団体やボランティア・NPO等が行う新たな取組を支援します。	◆地域団体やボランティア・NPOなどの相談に応じ、取組みの支援に努める。 ◆「公募型公益活動事業補助金」: →3団体採択し、事業実施。	◆地域団体やボランティア・NPOなどの相談に応じ、取組みの支援に努める。 ◆「公募型公益活動事業補助」を実施	公募型公益活動事業補助制度を実施し、町内の団体による活動を支援した。	継続実施	人権文化センター 政策企画課

<基本目標2> 助け合い、支え合いが活発なまちづくり

2-1 地域で活躍する人材の確保・育成

① ボランティアセンター機能や連携の強化	島本町社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動等住民による福祉活動を幅広く支援します。	◆社協に福祉ボランティア活動助成を行い、社協ボランティアセンターの運営を支援。 ◆社協ボランティアセンターでは公式LINEにより、ボランティア関連の情報を随時発信している。 登録者：個人93人、団体19、グループ340人	◆社協に福祉ボランティア活動助成を行い、社協ボランティアセンターの運営を支援	社協ボランティアセンターの運営を支援 ※社協ボラセンでは公式LINEでボランティア情報を随時発信した。 ※コロナ禍でボランティア活動も制約を受けたが、WEBを活用した新たな活動(動画編集ボランティア、スマホボランティア)も始まった。	継続実施	福祉推進課
	島本町ボランティア情報センターにおいて、ボランティアに関する情報提供の一元化等、ボランティア活動の活性化に向けた取組を推進します。	島本町ボランティア情報センターにおいてボランティアに関する情報を提供することにより、ボランティア活動の活性化を図る。	島本町ボランティア情報センターにおいてボランティアに関する情報を提供することにより、ボランティア活動の活性化を図る。	島本町ボランティア情報センターにおいてボランティアに関する情報を提供することにより、ボランティア活動の活性化を図った。	ボランティア活動の推進について検討を進める。	人権文化センター
	ボランティアコーディネーターを通じ、ボランティア活動の相談やボランティア活動の受け入れ・調整、ボランティア活動の支援等を行います。	社協ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア相談への対応と派遣調整を行う。 →合計 相談130件・派遣145件	社協ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア相談への対応と派遣調整を行う。	社協ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア相談への対応と派遣調整を行った。	継続実施	福祉推進課

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）

計画期間の総括(R1～R6年度)				計画期間の総括(R1～R6年度)	
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性
② 地域活動、ボランティアの担い手の発掘・確保・育成	地域住民のボランティア活動への参加を働きかけるため、ボランティアの種類や経験に応じた講座や研修会を実施し、参加機会を創出します。	<社協事業> ①点訳(入門・スキルアップ) ②マジックボランティア ③手話(入門) ④サマー子どもボランティア ⑤ボランティア体験プログラム	社協ボランティアセンターにて、各種ボランティア養成講座等を実施	社協ボランティアセンターにて、各種ボランティア養成講座等を実施(点訳、手話、子どもボランティア、ボランティア体験プログラムなど)	継続実施
	講座等の修了者が地域福祉の担い手として活躍できるよう、ボランティア団体等への登録の働きかけや地域福祉活動に関する情報提供等の支援を行います。	①町委託、社協事業の各種ボランティア講座修了者には、ボランティア団体への登録を働きかけている。 ②ボランティアだよりの発行 →年2回発行。活動紹介等	①町委託、社協事業の各種ボランティア講座修了者には、ボランティア団体への登録を働きかける。 ②ボランティアだよりの発行	・各種ボランティア講座修了者にボランティア団体への登録を働きかけ ・ボランティアだよりの発行	継続実施
	地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識や経験を地域活動の中で活かせるよう、参加するきっかけづくりや活動の場の提供に努めます。	<社協事業> ①点訳(入門・スキルアップ) ②マジックボランティア ③手話(入門) ④サマー子どもボランティア ⑤ボランティア体験プログラム	社協ボランティアセンターにて、各種ボランティア養成講座等を実施	社協ボランティアセンターにて、各種ボランティア養成講座等を実施(点訳、手話、子どもボランティア、ボランティア体験プログラムなど)	継続実施
2-2 連携強化と小地域ネットワーク活動の推進					
① 島本町社会福祉協議会の機能の強化	本町における地域福祉推進の核である島本町社会福祉協議会との連携を強化し、地区福祉委員会活動等、その機能が十分に発揮されるように努めます。	社会福祉協議会への支援 地域福祉推進の核として位置づけられる社会福祉協議会の法人運営に対し補助を実施する。	社会福祉協議会への支援 地域福祉推進の核として位置づけられる社会福祉協議会の法人運営に対し補助を実施する。	地域福祉推進の核として位置づけられる社会福祉協議会の法人運営に対し補助を実施	今後検討する「重層的支援体制」について、社協と協議・調整を進める必要がある。
② 小地域ネットワーク活動の推進	地区福祉委員会を中心に地域の組織・団体や民生委員児童委員・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等が連携して地域の課題を共有し、解決できるよう、小地域ネットワーク活動をさらに充実させます。	小地域ネットワーク活動の推進 ◆グループ援助活動(いきいきサロン・子育てサロン・世代間交流事業等)と個別援助活動(配食サービス・見守り・声掛け等)を地区福祉委員会が中心となり実施 ◆スマホの利用方法を学ぶ「デジタルふれあいcafé」を新たに実施	小地域ネットワーク活動の推進 グループ援助活動(いきいきサロン・子育てサロン・世代間交流事業等)と個別援助活動(配食サービス・見守り・声掛け等)を地区福祉委員会が中心となり実施	小地域ネットワーク活動を実施(いきいきサロン・子育てサロン・世代間交流事業等、配食サービス・見守り・声掛け等) ※動画編集ボランティア養成講座、スマホ教室、ニュースポーツ「ポッチャ」など新しいイベントを開催した。 ※スマホの利用方法を学ぶ「デジタルふれあいcafé」を新たに実施	継続実施
	小地域ネットワーク活動、民生委員児童委員・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)について、住民の理解を深めるため、様々な機会や媒体を活用するとともに、掲載頻度や掲載媒体を充実させて周知に努めます。	◆小地域ネットワーク活動・CSW等について、「広報しまも」と「しまもと社協だより」等で周知した。	◆小地域ネットワーク活動・CSW等について、「広報しまも」と「しまもと社協だより」等で周知	小地域ネットワーク活動・CSW等について、広報誌等で周知	継続実施
		◆町HP「民生委員」のページをリニューアルし、掲載内容を拡充。 ◆広報しまもと12月号で民生委員に関する記事を掲載。 ◆民生委員児童委員協議会でもチラシの全戸配布を行う。 ◆主任児童委員を紹介したパンフレットを保育所等に配架した。	広報誌・HP・チラシ等で民生委員活動を周知	広報誌・HP・チラシ配布等にて民生委員に関する周知を実施 ※R5年度に町HPの民生委員のページをリニューアル	継続実施

福祉推進課

福祉推進課

福祉推進課

福祉推進課

福祉推進課

福祉推進課

福祉推進課

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		所管課
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	
③ 地域での見守り・助け合い活動の推進	近隣での支え合いを強化・推進するため、自治会の活動を支援します。	近隣での支えあいを強化・推進するために、自治会・班単位での支えあいや見守り・助け合い活動を働きかける。	近隣での支えあいを強化・推進するために、自治会・班単位での支えあいや見守り・助け合い活動を働きかける。	近隣での支えあいを強化・推進するために、自治会・班単位での支えあいや見守り・助け合い活動を働きかけた。	継続実施	政策企画課
		日常生活上の援助が必要な高齢者が、孤立することなく住み慣れた地域で在宅生活を送れるよう、既存の制度の対象とならない困りごとを住民同士が会員となって助けあう有償活動「たのむ和」を実施。 サポーター会員 24人 利用会員 15人 援助活動 209回	日常生活上の援助が必要な高齢者が、孤立することなく住み慣れた地域で在宅生活を送れるよう、既存の制度の対象とならない困りごとを住民同士が会員となって助けあう有償活動「たのむ和」を実施	高齢者のゴミ出し支援等を行う有償ボランティア「たのむ和」を実施	継続実施	福祉推進課
	地域に定着した事業者等を地域での「見守り役」として位置づけ、民生委員児童委員、地区福祉委員等との連携のもと、地域の見守り機能の強化・拡充を図ります。	◆町内の福祉事業者の参加する「社会福祉施設地域貢献連絡会」(事務局:社協)において、地域の事業者が連携して地域課題に取り組み、新たに、設置10周年を記念して「施設マップ」のチラシを作成し、配布を行っている。 →福祉避難所個別協定の意思確認を改めて行ったほか、生活困窮者自立支援事業の就労体験先としての協力を要請している。	◆町内の福祉事業者の参加する「社会福祉施設地域貢献連絡会」(事務局:社協)において、地域の事業者が連携して地域課題に取り組む	町内の福祉事業者の参加する「社会福祉施設地域貢献連絡会」(事務局:社協)において、地域の事業者が連携して地域課題に取り組んだ。	継続実施	福祉推進課
④ 民生委員児童委員活動の支援	地域の身近な相談相手である民生委員児童委員との連携を深め、福祉サービスに関する情報提供や講座・研修会等を通じて資質の向上に努めます。	委員全員を対象とした研修、新任者研修、各部会等での研修を実施	委員全員を対象とした研修、新任者研修、各部会等での研修を実施	民生委員への研修を実施	継続実施	福祉推進課
	広報しまもとや町ホームページ等あらゆる広報媒体や機会を活用し、民生委員児童委員の役割や活動内容について、積極的かつ効果的な広報活動を行い、その周知を図ります。	◆町HP「民生委員」のページをリニューアルし、掲載内容を拡充。 ◆広報しまもと12月号で民生委員に関する記事を掲載。 ◆民生委員児童委員協議会でもチラシの全戸配布を行う。 ◆主任児童委員を紹介したパンフレットを保育所等に配架した。	広報誌・HP・チラシ等で民生委員活動を周知	広報誌・HP・チラシ配布等にて民生委員に関する周知を実施 ※R5年度に町HPの民生委員のページをリニューアル	継続実施	福祉推進課

<基本目標3> 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

3-1 相談支援体制の強化

① 身近な地域における相談・支援活動等の充実	民生委員児童委員、地区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が自治会等の地域組織と連携し、小地域ネットワークとして相談支援活動や見守り活動を行いながら、地域における福祉ニーズを把握するための体制を強化します。また、地域の関係者が専門機関と連携し、福祉ニーズを持つ人を適切な福祉サービスに結びつけることができるよう支援します。	小地域ネットワーク活動を中心として、地域の関係者・機関の連携を図り、専門機関やサービスへの円滑なつながり等が行える体制づくりに努める。	小地域ネットワーク活動を中心として、地域の関係者・機関の連携を図り、専門機関やサービスへの円滑なつながり等が行える体制づくりに努める。	小地域ネットワーク活動を中心として、地域の関係者・機関の連携を図り、専門機関やサービスへの円滑なつながり等が行える体制づくりに努めた。	継続実施	福祉推進課
------------------------	--	---	---	---	------	-------

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		所管課
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	
② コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の機能充実	おおむね小学校区ごとに配置されているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が、支援を必要とする高齢者、障害者、子育て中の親等に対する相談、見守り、必要なサービスへのつながり等、個別の支援を行います。	CSW配置事業を実施。 配置4人 個別相談支援 223件 サービス利用申請支援 17件 公的サービス等との共働 39件 住民活動コーディネート 117件 ※R5年度から、コープで「CSWふくし相談会」を開催	CSW配置事業を実施 ※町HPIにCSWのページを新設	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)配置事業を実施 ※R5年度から、コープで「CSWふくし相談会」を開催	現状でもCSWは幅広い支援を行っているが、今後検討する「重層的支援体制」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していけるか検討が必要。	福祉推進課
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)について、広報しまもと等を通じて周知・啓発に努めます。	◆広報しまもとでCSWを周知。 ◆CSW紹介チラシを福祉推進課窓口等に設置している。	◆広報誌・チラシ・HP等でCSWを周知 ※町HPIにCSWのページを新設	コミュニティソーシャルワーカー(csw)について広報等の周知に務めた。	継続実施	福祉推進課
③ 専門相談窓口の充実	専門的な相談に対応する窓口の整備・充実に取り組みます。また、各種事業やイベント等の機会を活用し、課題・ニーズの把握や相談支援等を展開します。	①母子・父子・寡婦相談 →週4日(母子・父子自立支援員を福祉推進課に配置) ②法律相談(社協委託) ・弁護士相談(月3回) ・司法書士相談(月1回) ③心配ごと相談(社協委託) →月2回(※R5年度末で事業終了) ④障害者の相談窓口 →福祉推進課において「障害者基幹相談支援センター」として相談対応を実施。 ⑤経済的困窮者の相談窓口 →社協の「生活自立相談窓口」において、生活困窮者の相談・支援を実施。 ⑥ひきこもり当事者・家族の支援 →社協の「生活自立相談窓口」にて相談対応を実施(不登校を除く)	各種相談を実施 ①ひとり親等相談(R6から困難な問題を抱える女性にも対応) ②法律相談(社協委託) ③障害者の相談窓口(福祉推進課の障害者基幹相談支援センター、ういつしゅの一般相談支援事業) ④経済的困窮者の相談窓口(社協の「生活自立相談窓口」で生活困窮者の相談・支援を実施) ⑤ひきこもり当事者・家族の支援(社協の「生活自立相談窓口」にて相談対応を実施) ※心配ごと相談はR5年度末で終了	各種相談を実施 ①ひとり親等相談(R6から困難な問題を抱える女性にも対応) ②法律相談(社協委託) ③障害者の相談窓口(福祉推進課の障害者基幹相談支援センター、ういつしゅの一般相談支援事業) ④経済的困窮者の相談窓口(社協の「生活自立相談窓口」で生活困窮者の相談・支援を実施) ⑤ひきこもり当事者・家族の支援(社協の「生活自立相談窓口」にて相談対応を実施) ※心配ごと相談はR5年度末で終了	継続実施	福祉推進課
		<人権相談等> ①人権擁護委員による人権相談(月1回) ②人権ケースワーク相談(週3日+月1日) ③総合生活相談(週5日) ④行政相談(月1日) ⑤女性相談(月2回)	人権相談等を実施 ①人権相談(人権擁護委員) ②人権ケースワーク相談 ③総合生活相談 ④行政相談 ⑤女性相談	人権相談等を実施 ①人権相談(人権擁護委員) ②人権ケースワーク相談 ③総合生活相談 ④行政相談 ⑤女性相談		
		児童・健康に関する各種相談を実施 ①育児・離乳食相談(保健師・管理栄養士) ②ことばの相談(言語聴覚士) ③健康相談(保健師)	児童・健康に関する各種相談を実施 ①育児・離乳食相談(保健師・管理栄養士) ②ことばの相談(言語聴覚士) ③健康相談(保健師)	児童・健康に関する各種相談を実施 ①育児・離乳食相談(保健師・管理栄養士) ②ことばの相談(言語聴覚士) ③健康相談(保健師)	継続実施	すこやか推進課
		地域包括支援センターにおいて高齢者の各種相談に対応	地域包括支援センターにおいて高齢者の各種相談に対応	地域包括支援センターは、令和2年度から開室時間を月曜日から土曜日までの9時から18時と拡大し、高齢者の総合相談窓口としての機能の充実化が図れた。	継続実施	高齢介護課
		教育センターにおいて、教育相談・発達相談を実施した。	R6年4月から教育センターがふれあいセンター内に移転となったが、これまでと同様に教育相談・発達相談を実施する。	教育センターにおいて、教育相談・発達相談を実施することで、個別の課題・ニーズに寄り添った対応ができるよう努めた。	今後も継続して教育相談・発達相談を実施し、個別の課題・ニーズに寄り添った対応ができるよう努めていく。	教育推進課
		家庭児童相談を実施した。	家庭児童相談を実施	家庭児童相談を実施した。	R6年度中に母子保健機能と児童福祉機能の連携による「(仮称)こどもすこやかセンター」を設置し、相談体制の更なる充実を図る。	子育て支援課

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		所管課
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	
役場窓口における相談体制の充実	役場窓口への専門職の配置、窓口における職員の意識の向上及び窓口同士の連携強化に努めます。	役場に社会福祉士、保健師を配置し、認知症や高齢者・障害者虐待、支援困難ケース等の相談に専門職が対応できる体制を整えるとともに、窓口同士の連携により、制度案内や手続きなどにつなげることににより、満足度の向上を図る。 令和5年度当初、事務職(社会福祉士)2名及び保健師2名を採用し、相談体制の強化を図る。	役場に社会福祉士、保健師を配置し、認知症や高齢者・障害者虐待、支援困難ケース等の相談に専門職が対応できる体制を整えるとともに、窓口同士の連携により、制度案内や手続きなどにつなげることににより、満足度の向上を図る。	役場に社会福祉士、保健師を配置し、認知症や高齢者・障害者虐待、支援困難ケース等の相談に専門職が対応できる体制を整えるとともに、窓口同士の連携により、制度案内や手続きなどにつなげることににより、満足度の向上を図った。	引き続き、高齢者や家族・支援者に安心して相談してもらえる窓口体制づくりに努めるとともに、各窓口の連携強化を強め、住民満足度のさらなる向上を図り、必要な専門職を配置することにより相談体制の維持・充実に努めるため、定期的な職員採用に努める。	福祉推進課 すこやか推進課 高齢介護課 子育て支援課
	各種相談窓口の連携やワンフロア化に努め、総合的な相談体制を構築することで、利用満足度の高い相談窓口づくりを推進します。	新庁舎建設工事を開始した。実施設計に基づき、窓口の集約化・ワンフロア化・相談室、相談ブースの拡充等を行う。	新庁舎建設工事を実施し、窓口の集約化・ワンフロア化・相談室、相談ブースの拡充等に向けた準備を進める。(R7年5月開設予定)	新庁舎建設工事を開始し、窓口の集約化・ワンフロア化・相談室、相談ブースの拡充等に向けた準備を進めている。	R7年度に新庁舎を開設し、窓口の集約化、ワンフロア化、相談室・相談ブースの拡充等を図る。	総務・債権管理課

3-2 緊急時の支援の充実

① 緊急通報システムを活用した緊急時の対応の推進	ひとり暮らし高齢者等の急病時等、緊急時に迅速かつ適切な支援を行うため、緊急通報システムを活用するとともに、地域住民による見守り活動を推進します。	緊急通報装置設置事業 設置件数：172件	緊急通報装置設置事業を実施 ※R6からスマホ型機器も利用可能に	一人暮らし等の高齢者の地域での安心した生活に寄与した。	令和6年度から携帯電話のみの世帯の方も利用できるように携帯型機器の導入を図るとともに、同居人がいる場合でも、緊急時に同居人による対応が難しい世帯の高齢者も当該制度を利用できるように対象者の拡大を行う。	高齢介護課
② 「しまもと安心ボトル」を活用した緊急時の対応の推進	ひとり暮らしの高齢者等に救急医療情報キット「しまもと安心ボトル」を配付し、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。	しまもと安心ボトル配付事業 配付件数：86件	しまもと安心ボトル配付事業を実施	ひとり暮らしの高齢者等に救急医療情報キット「しまもと安心ボトル」を配付し、高齢者の緊急搬送時の対応の円滑化に寄与した。	継続実施	高齢介護課
③ 子どもの安全・安心対策の充実	子どもたちの安全・安心対策として、「こども110番の家」運動、登下校時の見守り等を地域住民や関係団体の協力のもと継続して実施します。	子どもたちの安全・安心対策として「こども110番の家」運動を地域住民や関係団体の協力のもと継続して実施した。※令和5年度より教育推進課が所管	子どもたちの安全・安心対策として「こども110番の家」運動を地域住民や関係団体の協力のもと継続して実施	「こども110番の家」運動を地域住民や関係団体の協力のもと継続して実施した。	継続実施	教育推進課
	通学路の危険箇所をまとめた「子ども安全マップ」を更新・配付し、子どもの安全・安心対策の強化に努めます。	通学路の危険箇所をまとめた「子ども安全マップ」については、各小学校と連携・共有して更新したものを配付し、子どもの安全・安心対策の強化に努めた。	通学路の危険箇所をまとめた「子ども安全マップ」については、各小学校と連携・共有して更新したものを配付し、子どもの安全・安心対策の強化に努める。	各小学校と連携・共有し、子どもの安全のためにマップを追記、更新することができた。	継続実施	教育推進課

3-3 災害時の支援の充実

① 避難行動要支援者への支援体制の充実	災害時の避難等に支援が必要な要介護高齢者や重度の障害者等の「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、避難行動要支援者の把握に努めます。	名簿提供団体への名簿の更新、未配付団体への協定締結の働きかけを行った。	名簿提供団体への名簿の更新、未配付団体への協定締結の働きかけを行う。	避難行動要支援者名簿の提供団体への名簿の更新、未配付団体への協定の働きかけを行った。	避難行動要支援者の名簿共有にかかる協定団体(自主防災会・自治会)を増やしていく必要がある。	福祉推進課 危機管理室
	「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得た上で関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容等を定める「個別計画」の作成に努めます。	◆「個別避難計画」の試行的作成に着手 →茨木保健所と連携し、医療的ケアを要する重度障害児者の個別プランを試行的に作成(5件作成)	◆R6から、介護・福祉事業所への作成委託により、災害リスク等から優先度の高いと思われる登録者を中心に「個別避難計画」の作成を進めていく。	◆避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成にR5年度から試行的に着手。茨木保健所と連携し医療的ケア児のプランを作成 ◆R6から福祉事業所への作成委託によるプラン作成を進める。	◆福祉事業所委託によりプラン作成を推進し、優先度の高い登録者のプラン作成を図る。 ◆R6に構築する「統合型GIS・公開型GIS」を、登録者管理やプラン作成に活用する。	福祉推進課 高齢介護課 危機管理室

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）

計画期間の総括(R1～R6年度)				計画期間の総括(R1～R6年度)	
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性
② 災害に備えた体制の整備	危険区域や避難所・避難方法を周知する「ハザードマップ」の配付や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を促進します。	「ハザードマップ」を活用し、団体への出張講座を行い、住民の防災意識の高揚に努めた。	「ハザードマップ」を活用し、団体への出張講座を行い、住民の防災意識の高揚に努めた。	「ハザードマップ」を活用し、団体への出張講座を行い、住民の防災意識の高揚に努めた。	防災意識の高揚に継続して取り組む。
③ 災害ボランティアセンターの設置	大規模災害時には、島本町社会福祉協議会との協定に基づき、外部からのボランティアの受け入れ・調整を行う「災害ボランティアセンター」の設置を要請し、円滑な被災者支援と復興に努めます。	◆災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルにより災害ボランティアセンターの役割と機能を確認。 ◆災害ボランティアセンターを運営する一方通常業務を継続するための事業継続計画(BCP)の見直しを行っている。 ◆新たに避難行動要支援者のマップを作成	◆災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルにより災害ボランティアセンターの役割と機能を確認	◆災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルにより災害ボランティアセンターの役割と機能を確認 ◆災害ボランティアセンターを運営する一方通常業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定	継続実施

3-4 福祉サービスに関する情報提供

① 情報提供の推進	広報しもと、町ホームページ、ケーブルテレビ、各種制度やサービスに関するパンフレット等を活用し、その活用手法や内容等を含めて、福祉サービス等に関して誰もがわかりやすい情報提供を推進します。	各種福祉制度に関するパンフレット、案内冊子を作成し、各課窓口や文化・情報コーナーへ備え付けしている。 ①障害者福祉の手引き ②ひとり親家庭のしおり ③子育て支援事業のご案内 ④介護保険のしおり 子育てに関する事業を掲載した「子育て支援事業のご案内ガイド及びホームページ掲載を実施した。	各種福祉制度に関するパンフレット、案内冊子を作成し、各課窓口や文化・情報コーナーへ備え付け (障害者、ひとり親、子育て、介護保険)	子育てに関する事業を掲載した「子育て支援事業のご案内」ガイドびホームページ掲載を実施した。	今後も制度に関するパンフレット、案内冊子を各課において作成し、窓口等で配布する。
	高齢者・障害者・外国人等情報を得ることが困難な人に対し、適切な情報入手が可能となるように、情報のバリアフリー化を推進します。(音声・点字による情報提供、手話通訳者の派遣)	①広報しもとにおいて、高齢者や弱者などを含むすべての方が読みやすい誌面、そして情報が正確に伝わる誌面とするため、「ユニバーサルデザインフォント(UDフォント)」を活用した。 ②ホームページにおいて、高齢者や障害者等ホームページの利用に何らかの制約がある方等、誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティに対応するよう努めた。	①広報しもとにおいて、高齢者や弱者などを含むすべての方が読みやすい誌面、そして情報が正確に伝わる誌面とするため、「ユニバーサルデザインフォント(UDフォント)」を活用する。 ②ホームページにおいて、高齢者や障害者等ホームページの利用に何らかの制約がある方等、誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティに対応するよう努める。	①広報しもとにおいて、高齢者や弱者などを含むすべての方が読みやすい誌面、そして情報が正確に伝わる誌面とするため、「ユニバーサルデザインフォント(UDフォント)」を活用した。 ②ホームページにおいて、高齢者や障害者等ホームページの利用に何らかの制約がある方等、誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティに対応するよう努めた。	継続実施
② 各分野の連携による情報提供体制の充実	庁内の関係部局や関係機関との連携を強化し、保健・医療・福祉分野の情報一元化を進めることで、情報を必要とする人に適切な情報を提供できるよう体制の充実に努めます。	民生委員児童委員協議会において、定例会・役員会や各地区会を開催し連携を図った。 ケアマネジャーの資質向上を図るため、地域包括支援センター主催でケアマネジャー部会を3回実施した。	民生委員児童委員協議会において、定例会・役員会や各地区会を開催し連携を図る。 ケアマネジャーの資質向上を図るため、地域包括支援センター主催でケアマネジャー部会を実施予定。	民生委員児童委員協議会において、定例会・役員会や各地区会を開催し連携を図った。 地域包括支援センターと協力して、ケアマネジャーの資質向上を図ることができた。	継続して実施する

福祉推進課
すこやか推進課
高齢介護課
子育て支援課
政策企画課福祉推進課
政策企画課

福祉推進課

高齢介護課

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)	
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性

3-5 権利擁護と福祉サービスの推進

① 虐待防止の推進	民生委員児童委員、家庭児童相談員や、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、子どもや高齢者、障害者等への虐待や暴力の防止を啓発します。	民生委員児童委員に日頃から、地域の見守りをお願いしており、気になる世帯があれば、関係機関へ連絡してもらうよう連携した。	民生委員児童委員に日頃から、地域の見守りをお願いしており、気になる世帯があれば、関係機関へ連絡してもらうよう連携する。	民生委員児童委員に日頃から、地域の見守りをお願いしており、気になる世帯があれば、関係機関へ連絡してもらうよう連携した。	継続して実施する	福祉推進課
		障害者虐待対応 通報：17件	障害者虐待への対応を実施	障害者虐待への対応を実施	継続実施	福祉推進課
		高齢者虐待対応 通報：10件 高齢者虐待防止ネットワーク会議の立ち上げと年1回の定例会議を開催した。	高齢者虐待への対応を実施	高齢者虐待を未然に防ぐとともに、虐待事案への適切な介入が実施できた。	引き続き、地域包括支援センターと連携し、事実確認や必要に応じての緊急措置を行う。また、高齢者虐待に関する相談窓口の周知に努める。	高齢介護課
		広報や啓発物品の窓口配架により、虐待防止の啓発を図った。	広報や啓発物品の窓口配架により、虐待防止の啓発を図る。	広報や啓発物品の窓口配架により、虐待防止の啓発を図った。	継続実施	子育て支援課
② 判断能力に不安のある人に対する理解と支援の推進	子どもや障害者・高齢者等に対する虐待被害を早期に見てできるよう、地域住民や民生委員児童委員等の地域福祉の担い手・各種関係機関との連携強化を図ります。	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の早期発見・早期解決を図るため、広報等により相談・通報先や虐待防止の周知啓発を行うとともに、関係機関等と綿密に連携を取りながら対応した。	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の早期発見・早期解決を図るため、広報等により相談・通報先や虐待防止の周知啓発を行うとともに、関係機関等と綿密に連携を取りながら対応する。	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の早期発見・早期解決を図るため、広報等により相談・通報先や虐待防止の周知啓発を行うとともに、関係機関等と綿密に連携を取りながら対応した。	継続して実施する	福祉推進課
	高齢者や障害者等、成年後見制度の利用が必要と認められる人が適切に利用できるような制度の周知を図り、申し立て等の支援を行います。	成年後見制度利用支援事業として、親族のいない対象者の町長申立て、後見報酬助成を実施 町長申立：障害2件・高齢0件 報酬助成：障害3件・高齢0件	成年後見制度利用支援事業として、親族のいない対象者の町長申立て、後見報酬助成を実施	成年後見利用支援事業として、親族のいない対象者の町長申立て、成年後見報酬助成を実施	「成年後見制度利用促進計画」を包含する次期計画に向けて、中核機関の設置や、市民後見・法人後見など、成年後見支援体制の更なる充実を検討していく必要がある。	福祉推進課 高齢介護課
	認知症についての理解の輪を広げ、地域で生活する認知症高齢者やその家族をまちぐるみで温かく見守るため「認知症サポーター」を養成します。また、認知症カフェの活動支援や、周知・啓発に取り組むとともに、「島本町認知症高齢者等見守りネットワーク」の充実を図ります。	●認知症サポーター養成講座 一般住民向けや出前で講座を実施。また、町内全小学校の4年生を対象にしたキッズサポーター教室を実施。 →開催回数14回 延べ受講者689人 ●オレンジパートナー養成講座…認知症サポーターを対象とした、より実践的な知識・スキルを習得してもらうためのステップアップ講座。令和5年度から新規で実施。 →開催回数1回 21人受講 ●認知症カフェ 令和5年度末時点で2か所。うち1か所は休止中。	●認知症サポーター養成講座及びそのステップアップのための取り組みを実施 ●認知症カフェを実施	多くの町民にサポーター養成講座を受講してもらうことで、認知症に対する理解が促進された。	・認知症カフェの今後の支援方法を検討していく必要がある。	高齢介護課
	認知症高齢者や知的・精神障害等で判断能力に不安のある住民が、適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるよう、日常生活自立支援事業（みまもーる）の周知・普及に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、利用支援に努めます。	社協が行う「日常生活自立支援事業（みまもーる）」への補助を実施。 →利用17人、相談667件、訪問639件	社協が行う「日常生活自立支援事業（みまもーる）」への補助を実施	社協が行う「日常生活自立支援事業（みまもーる）」への補助を実施	継続実施	福祉推進課

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括（R1～R6年度）		所管課
個別施策	施策内容（計画記載）	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	
③ 生活困窮者への自立支援の充実	様々な事情で経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人の早期発見・把握に努めます。	定期的に広報しまもとやしまと社協だよりに掲載し、また、全戸配布のチラシで制度を周知している。	定期的に広報しまもとやしまと社協だよりに掲載し、また、全戸配布のチラシで制度を周知	定期的に広報しまもとやしまと社協だよりに掲載し、また、全戸配布のチラシで制度を周知している。	今後もきめ細かな相談対応を継続する。	福祉推進課
	生活困窮者に対し、個別に事情を確認したうえで、本人の意向のもと、自立に向けたプランを策定し、就労支援や日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施 ①自立相談支援 →受付80人、うちプラン作成31件・就労支援12人（就労者5人・増収者5人） ②家計相談支援 18件 ③住居確保給付金 2件 ④一時生活支援 1件 ⑤就労準備支援事業 0件 ⑥ひきこもり当事者・家族に対する相談支援を実施（不登校除く） ※社協において、町内のイベントで不要食品を募る「フードドライブ」を実施。また、町内コンビニ店舗と協定し、店舗に食品回収ボックスを設置。	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施 ※R2年度から「ひきこもり」の当事者・家族に対する支援も開始 ※R3年度からすぐには一般就労が難しい方に、コミュニケーション能力の向上や就労体験等の支援を行う「就労準備支援事業」を新たに開始 ※R5年度から、社協において、イベントで不要食品を募る「フードドライブ」を実施。また、町内コンビニ店舗と協定し、店舗に食品回収ボックスを設置。	現状においても、現に困窮する人だけでなく、将来の不安や生きづらさを抱える人への幅広い支援を行っているが、今後検討する「重層的支援体制」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していけるか検討が必要。	福祉推進課
	生活に困っている人のうち家計管理に問題を抱える人に対し、家計の現状把握から家計改善に取り組むための支援、各種制度・サービスへの支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づき家計改善にむけた支援を実施。（令和5年9月末現在） →支援5件	生活困窮者自立支援法に基づき家計改善にむけた支援を実施	家計管理に問題を抱える方に「家計改善支援」を実施	継続実施	福祉推進課
	離職により住まいを失った人や、そのおそれのある人に対し、期間を定めて家賃相当額の住居確保給付金を給付するとともに、就労に向けた支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金を支給。 →支給2件	生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金を支給	離職により住まいを失った方に「住居確保給付金」として家賃相当額を支給した。（コロナ禍初期のR2年度には利用が増加）	継続実施	福祉推進課
	住まいを失った人に対し、宿泊場所や食事を一時的に提供します。	生活困窮者自立支援法に基づき一時生活支援を実施している。 →支援件数 1件	生活困窮者自立支援法に基づき一時生活支援を実施	住居を失った方に宿泊場所を提供する「一時生活支援事業」を実施（コロナ禍初期のR2年度には利用が増加）	継続実施	福祉推進課
	関係機関と連携し、生活困窮者支援を通じて、誰もが共に暮らしていける地域づくりに努めます。	毎月、町と事業の委託先である社協で支援調整会議を開催している。また、就労準備支援の大阪府広域事業の受託者であるA'ワーク創造館ともケース会議を実施している。	町と事業の委託先である社協で支援調整会議を開催	生活困窮者支援に関し、関係機関による支援調整会議を実施	継続実施	福祉推進課

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）				計画期間の総括(R1～R6年度)		所管課
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	
④ 子どもの貧困対策の推進	庁内の関係部局と連携し、支援を必要としている世帯が適切な支援につながるよう努めます。	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し、就学援助制度を実施した。必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、支援を要するケースの情報共有に努めた。	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対し、就学援助制度を実施。必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、支援を要するケースの情報共有に努める。	就学援助を実施 必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、支援を要するケースの情報共有に努めた。	関係機関との情報共有に努め、連携強化を図り、継続実施	福祉推進課 教育総務課 子育て支援課
	相談支援や就労支援をはじめとした総合的な支援を進め、教育・就労・社会参加の機会確保に努めます。	母子・父子自立支援員や生活困窮者自立支援の自立相談支援機関の支援員等が、職業訓練や就労等をはじめ総合的な支援を実施している。	母子・父子自立支援員や生活困窮者自立支援の自立相談支援機関の支援員等が、職業訓練や就労等をはじめ総合的な支援を実施	母子・父子自立支援員や生活困窮者自立支援の自立相談支援機関の支援員等が、職業訓練や就労等をはじめ総合的な支援を実施	継続実施	福祉推進課
	子どもの貧困問題や健康不安等、多様な相談内容に対して、職員・相談員の研修を充実させ、支援体制を強化します。	・妊娠期より継続的な相談対応(電話・訪問・面接等)を実施し、必要な機関や相談先につないだ。大阪府主催等の研修に参加し、相談対応に生かしている。 ・児童虐待に関する知識の向上を図るため、研修を実施した。	妊娠期より継続的な相談対応、関係機関へのつなぎを実施 ・児童虐待に関する知識の向上を図るため、研修を実施	・妊娠期より継続的な相談対応、関係機関へのつなぎを実施 ・児童虐待に関する知識の向上を図るため、研修を実施した。	R6年度中に母子保健機能と児童福祉機能の連携による「(仮称)こどもすやかセンター」を設置し、こどもの支援体制の更なる強化、連携や施策の充実を図っていく。 引き続き、児童虐待に関する知識の向上を図るため、研修を実施する。	福祉推進課 すこやか推進課 子育て支援課
	子ども食堂や学習に関する取組を支援することで、支援を必要とする子どもの生活を支えます。	◆子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂への補助制度を実施し、子ども食堂の開設・運営を支援。 ◆町内の子ども食堂数：9か所 →一小校区1、二小校区3、三小校区2、四小校区3	◆子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂への補助制度を実施し、子ども食堂の開設・運営を支援	補助制度を活用して「子ども食堂」の開設・運営支援を行い、各小校区に1つ以上の設置を達成し、令和5年度には9か所の食堂が開設されている。(R1～R6の6年間で、食堂数は2か所から9か所に増加)	箇所数は十分増加したことから、今後は、内容の充実と連携、周知などに力点を置き、各子ども食堂の運営の安定化、プログラムの充実、開催回数の増加、食堂間や関係機関との連携強化、住民への周知強化などを図っていく。	福祉推進課

3-6 住みやすい生活環境の整備

① 住環境の整備の促進	重度身体障害者や要支援・要介護高齢者の在宅での自立生活の維持・向上や介護者の介護負担の軽減を図るため、住宅改修を促進します。	障害者住宅改修助成事業 2件	障害者住宅改修助成事業を実施	重度障害者を対象に住宅改修助成を実施	継続実施	福祉推進課
		介護保険制度による住宅改修費の支給 120件	介護保険制度による住宅改修費の支給を実施	高齢者に住宅改修費の支給を実施	今後も要支援・要介護高齢者の在宅での自立生活の維持・向上や介護者の介護負担の軽減を図るため、住宅の改修・整備を促進する。	高齢介護課
② 公共施設・道路等のバリアフリー化	「島本町バリアフリー基本構想」や「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが利用しやすい公共施設や民間施設の整備を推進します。	町の管理する公園において、段差解消などのバリアフリー化や、ベンチの設置など休憩場所の確保・充実を図った。	町の管理する公園において、段差解消などのバリアフリー化や、ベンチの設置など休憩場所の確保・充実を図る。	公園や公共施設のバリアフリー化を実施	大型開発に伴うJR島本駅の乗降客数増加を始め、影響する各インフラ施設へのバリアフリー化を踏まえた様々な対策について、引き続き、検討するとともに、地域住民が安心して利用できるよう、公共施設の整備を実施する。	都市計画課 都市整備課
	道路や歩道等の段差を解消し、地域住民が安心して移動できる道路のバリアフリー化を推進します。	◆町道水無瀬青葉1号幹線において、起伏や横断的に急勾配を改修し、交通に支障をきたさない道路への改良を実施。 ◆町道水無瀬山崎幹線において、歩行者が安全に通行できるよう歩道の凹凸部分の補修を実施。	道路の補修・改善、歩道の段差解消などのバリアフリー化を実施	道路の補修・改善、歩道の段差解消などのバリアフリー化を実施	地域住民が安心して移動・通行ができるよう、道路のバリアフリー化を推進する。	都市計画課 都市整備課

「第4期地域福祉計画」（計画期間：令和元年度～令和6年度）

計画期間の総括(R1～R6年度)				計画期間の総括(R1～R6年度)	
個別施策	施策内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性
③ 移動の利便性の向上	高齢者・障害者とその介助者、妊婦の方等が公共施設に出かけることを支援するため、町内を巡回する「福祉ふれあいバス」を運行します。	福祉ふれあいバスを運行 運行日数:252日 バス乗車数:24,833人 ※令和5年度は新型コロナワクチン接種などのための臨時運行を10日実施。	高齢者・障害者等の外出支援のための福祉ふれあいバスを運行	・高齢者・障害者等の外出支援のための福祉ふれあいバスを運行 ・コロナ禍(R3-5)においてはワクチン接種者のための臨時運行を実施	免許返納高齢者の増加、バス・タクシーの運転手不足(タクシー配車困難)など、地域における高齢者等の移動手段の確保が重要な課題となっている。
	タクシー・介護タクシーの利用料の軽減のため、高齢者と重度障害者に対する移送サービス(タクシー代助成)を実施します。	移送サービスを実施 →障害者 72人 →高齢者 212人	高齢者・重度障害者を対象にした移送サービスを実施	高齢者・重度障害者を対象にした移送サービスを実施	

高齢介護課

福祉推進課
高齢介護課